

2020 年 5 月 25 日

お客様各位

東戸塚松原テニススクール・松原テニスクラブ横浜

## 緊急事態宣言解除に伴う、クラブ・スクール営業のお知らせ

5 月 25 日の緊急事態宣言解除により当施設では、皆様のご利用状況と情勢を確認しながら順次通常営業へと移行させていただきます。感染症対策は引き続きできる限り行わせていただきます、お客様にはご理解いただきご協力をお願いいたします。

- ・ 常時換気を行います、密閉空間とならないように窓は開けてあります。
- ・ 椅子機の配置換え、昼食等休憩時間の調整（同時に集まらない）、密集場所とならないようご注意ください。松原 TC 横浜では当面の間クラブビジターの入場制限（平日 3 名・土日 5 名まで、完全予約制）、レンタルコート休業を行います。
- ・ 長時間のクラブハウス利用はご遠慮願います。
- ・ 間近で会話や発声をする密接場面を作らないようにお願いします。
- ・ 咳、発熱、倦怠感等、体調不良がございましたら当施設のご利用をご遠慮願います。
- ・ 入退場時の手指の除菌をお願いします。
- ・ シャワールームのご利用を停止いたします、東戸塚校では更衣室の利用を交代制といたします。

クラブ・レッスンについては以下の対応とさせていただきます。

### 1. スクールの受講について

4 月期以降の在籍レッスン・保有振替の期限は当面の間、無期限といたします。終息後（情勢による判断）新たに有期限とさせていただきます。（2020 年 5 月末現在継続します）

～～コロナウィルス関連により休学をされる場合～～

休学をされる場合特例措置の適用できます、休学は通常どおり月期単位になりますが期の途中からでも残りの振替は特例措置とすることができ、復学後に受講いただけます休学時にご相談ください。（2020 年 5 月末現在継続します）

### ●以下の受講クラスはそれぞれに定めるところとなります

ジュニア・リトル振替無しコースは期の途中で休学する場合残りのレッスンを特例措置として取り扱います、復学後受講することが可能です。

キッズクラスの休学は期の途中で休学された場合、残りの日数割で受講料を復学時の受講料に充当し精算をさせていただきます。

### 2. 松原 TC 横浜の会員様へ

特別に休会制度を設けます、休会ですので復会（再入会）時に入会手数料はいただきません。6 月より休会は月単位とし翌月 1 日が休会開始となります。（4 月にお知らせしました日割は終了します、コロナによる休会制度は継続します。）復会は月の途中からでも可能です、会費は日割り計算でいただきます。

それぞれの手続きは通常ではご来場をいただいておりますが情勢を考慮し、お電話で手続き可能といたします。

\*こちらのお知らせは情勢により随時変更することがございます。